

第54条 知的財産権について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職務発明規則による。

## 第12章 災害補償

(業務上の災害)

第55条 職員の業務上の災害による補償については、労基法、労働基準法施行規則(昭和22年厚生労働省令第23号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところによるほか、別に定める国立大学法人岩手大学職員法定外災害補償規則(以下「法定外補償規則」という。)による。

(通勤途上の災害)

第56条 職員の通勤途上の災害による補償については、労災法の定めるところによるほか、別に定める法定外補償規則による。

## 第13章 社会保険

(社会保険)

第57条 職員の社会保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の定めるところによる。

## 第14章 福利厚生

(福利厚生)

第58条 学長は、職員の福利厚生の充実に努めるものとする。

## 第15章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。

## 第16章 不服申立

(不服申立)

第60条 職員は、この規則の身分の取扱いに関して不服がある場合は、学長に申し立てることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本学の講師として在職し、その者が施行の日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条中「教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、助教」とあるのは、「教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、講師、助教」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病気休暇を取得している者に係る改正後の規則第16条第1項第1号の規定は、施行日から90日を経過した日の翌日から適用するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、現に採用されている再雇用職員及び継続雇用職員へのこの規則の適用については、国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則第4条及び国立大

資料4 履修モデル

自然・応用科学専攻 化学分野 学位：博士（理工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目 研究科目	理工学人材育成特論 必修 1単位 (B)		数理・情報科学特論 選択 1単位 (A) (B)				2
	分子機能化学特論 選択 2単位 (A)	ナノ材料化学特論 選択 2単位 (A)					
分野別科目 演習科目	化学系特別演習Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		化学系特別演習Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)				2
	化学系特別研究Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (D)		化学系特別研究Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (D)	化学系特別研究Ⅲ 選択 2単位 (A) (B) (D)		4	
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目 研究科目	理工学人材育成特論 必修 1単位 (B)		上級科学技術英語 選択 1単位 (C) (D)				2
	分子機能化学特論 選択 2単位 (A)	ナノ材料化学特論 選択 2単位 (A)					
分野別科目 演習科目	化学系特別演習Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		化学系特別演習Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)				2
	化学系特別研究Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (D)		化学系特別研究Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (D)	化学系特別研究Ⅲ 選択 2単位 (A) (B) (D)		4	
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。  
 (A) 学術的思考力  
 (B) 研究遂行力  
 (C) コミュニケーション力  
 (D) 研究成果発信力

自然・応用科学専攻 生命科学分野 学位：博士（理学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				数理・情報科学特論 選択 1単位		
専攻共通科目	生命生体機能特論 選択 2単位		細胞再生医療特論 選択 2単位		(A) (B)		4
	(A)		(A)				
分野別科目	生命科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		生命科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	生命科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		生命科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		生命科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				上級科学技術英語 選択 1単位		
専攻共通科目	生命生体機能特論 選択 2単位		細胞再生医療特論 選択 2単位		(C) (D)		4
	(A)		(A)				
分野別科目	生命科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		生命科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	生命科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		生命科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		生命科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

自然・応用科学専攻 数理・物理科学分野（数理科学） 学位：博士（理工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				数理・情報科学特論 選択 1単位		
専攻共通科目	基礎数理科学特論 選択 2単位		応用数理科学特論 選択 2単位		(A) (B)		4
	(A)		(A)				
分野別科目	数理・物理科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		数理・物理科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	数理・物理科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		数理・物理科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		数理・物理科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				上級科学技術英語 選択 1単位		
専攻共通科目	基礎数理科学特論 選択 2単位		応用数理科学特論 選択 2単位		(C) (D)		4
	(A)		(A)				
分野別科目	数理・物理科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		数理・物理科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	数理・物理科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		数理・物理科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		数理・物理科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

自然・応用科学専攻 数理・物理科学分野（物理科学） 学位：博士（理工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		数理・情報科学特論 選択 1単位				2
専攻共通科目	基礎物理学特論 選択 2単位  (A)	物性物理学特論 選択 2単位  (A)	(A) (B)				4
分野別科目	数理・物理学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		数理・物理学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	数理・物理学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		数理・物理学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		数理・物理学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		上級科学技術英語 選択 1単位				2
専攻共通科目	基礎物理学特論 選択 2単位  (A)	物性物理学特論 選択 2単位  (A)	(C) (D)				4
分野別科目	数理・物理学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		数理・物理学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	数理・物理学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		数理・物理学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		数理・物理学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

自然・応用科学専攻 材料科学分野 学位：博士（理工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				数理・情報科学特論 選択 1単位		
専攻共通科目	金属材料理工学特論 選択 2単位				(A) (B)		4
	(A)		材料評価学特論 選択 2単位		(A)		
分野別科目	材料科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		材料科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	材料科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		材料科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		材料科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)				上級科学技術英語 選択 1単位		
専攻共通科目	機能材料理工学特論 選択 2単位				(C) (D)		4
	(A)		材料評価学特論 選択 2単位		(A)		
分野別科目	材料科学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		材料科学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A) (B) (C) (D)		(A) (B) (C) (D)				
研究指導科目	材料科学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		材料科学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		材料科学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		(A) (B) (D)		
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。  
 (A) 学術的思考力  
 (B) 研究遂行力  
 (C) コミュニケーション力  
 (D) 研究成果発信力

システム創成工学専攻 電気電子通信工学分野 学位：博士（工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		デザイン思考論 選択 1単位				2
			(A) (B)				
専攻共通科目	電気エネルギー特論 選択 2単位  (A) (B)		通信・電子システム 特論 選択 2単位  (A) (B)				4
分野別科目	電気電子通信工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		電気電子通信工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	電気電子通信工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		電気電子通信工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		電気電子通信工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		上級科学技術英語 選択 1単位				2
			(C) (D)				
専攻共通科目	通信・電子システム 特論 選択 2単位  (A) (B)		電子デバイス特論 選択 2単位  (A) (B)				4
分野別科目	電気電子通信工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		電気電子通信工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	電気電子通信工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		電気電子通信工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		電気電子通信工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

理学系科目
工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。  
 (A) 学術的思考力  
 (B) 研究遂行力  
 (C) コミュニケーション力  
 (D) 研究成果発信力



システム創成工学専攻 機械工学分野 学位：博士（工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		デザイン思考論 選択 1単位				2
専攻共通科目	システムデザイン 特論Ⅰ 選択 2単位  (A) (B)		(A) (B)		バイオ・ロボティクス 特論Ⅱ 選択 2単位  (A) (B)		4
分野別科目	機械工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		機械工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	機械工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		機械工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		機械工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)				上級科学技術英語 選択 1単位		2
専攻共通科目	航空宇宙特論Ⅰ 選択 2単位  (A) (B)	航空宇宙特論Ⅱ 選択 2単位  (A) (B)			(C) (D)		4
分野別科目	機械工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		機械工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	機械工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		機械工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		機械工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

理学系科目
工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

システム創成工学専攻 知能情報工学分野 学位：博士（工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)		デザイン思考論 選択 1単位				
専攻共通科目	コンピュータ科学 特論 選択 2単位		(A)(B)				4
	(A)(B)	知覚情報処理特論 選択 2単位	(A)(B)				
分野別科目	知能情報工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		知能情報工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A)(B)(C)(D)		(A)(B)(C)(D)				
研究指導科目	知能情報工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		知能情報工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		知能情報工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A)(B)(D)		(A)(B)(D)		(A)(B)(D)		
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位						2
	(B)		上級科学技術英語 選択 1単位				
専攻共通科目	コンピュータ科学 特論 選択 2単位		(C)(D)				4
	(A)(B)	知能システム特論 選択 2単位	(A)(B)				
分野別科目	知能情報工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位		知能情報工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位				2
	(A)(B)(C)(D)		(A)(B)(C)(D)				
研究指導科目	知能情報工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位		知能情報工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位		知能情報工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位		4
	(A)(B)(D)		(A)(B)(D)		(A)(B)(D)		
計							12

理学系科目
工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

システム創成工学専攻 社会基盤・環境工学分野 学位：博士（工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		デザイン思考論 選択 1単位				2
専攻共通科目	環境工学特論Ⅰ 選択 2単位  (A) (B)	環境工学特論Ⅱ 選択 2単位  (A) (B)	(A) (B)				4
分野別科目	社会基盤・環境工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		社会基盤・環境工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	社会基盤・環境工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		上級科学技術英語 選択 1単位				2
専攻共通科目	建設工学特論Ⅰ 選択 2単位  (A) (B)	建設工学特論Ⅱ 選択 2単位  (A) (B)	(C) (D)				4
分野別科目	社会基盤・環境工学系特別演習Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		社会基盤・環境工学系特別演習Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	社会基盤・環境工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (D)		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (D)		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (D)		4
計							12

理学系科目
工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

デザイン・メディア工学専攻 デザイン工学分野 学位：博士（芸術工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		デザイン思考論 選択 1単位				2
専攻共通科目	デザイン・メディア工学特論 必修 2単位  (A)		デジタルコンテンツデザイン特論 選択 2単位  (A)		(A) (B)		4
分野別科目	デザイン工学系特別演習 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン・メディア工学融合演習 必修 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	デザイン工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (C) (D)		4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位  (B)		上級科学技術英語 選択 1単位				2
専攻共通科目	デザイン・メディア工学特論 必修 2単位  (A)		プロダクトデザイン特論 選択 2単位  (A)		(C) (D)		4
分野別科目	デザイン工学系特別演習 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン・メディア工学融合演習 必修 1単位  (A) (B) (C) (D)				2
研究指導科目	デザイン工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位  (A) (B) (C) (D)		デザイン工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位  (A) (B) (C) (D)		4
計							12

理学系科目
理工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目の下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

デザイン・メディア工学専攻 メディア工学分野 学位：博士（工学）

【高度専門職業人養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位 (B)		デザイン思考論 選択 1単位 (A) (B)				2
	デザイン・メディア工学特論 必修 2単位 (A)		仮想環境構築特論 選択 2単位 (A)				
分野別科目	メディア工学系特別演習 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		デザイン・メディア工学融合演習 必修 1単位 (A) (B) (C) (D)				2
	メディア工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		メディア工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		メディア工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位 (A) (B) (C) (D)		
研究指導科目							4
計							12

【研究者養成】

修了要件：12単位以上

区分	1年次		2年次		3年次		修得単位
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	理工学人材育成特論 必修 1単位 (B)		上級科学技術英語 選択 1単位 (C) (D)				2
	デザイン・メディア工学特論 必修 2単位 (A)		計測データ解析特論 選択 2単位 (A)				
分野別科目	メディア工学系特別演習 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		デザイン・メディア工学融合演習 必修 1単位 (A) (B) (C) (D)				2
	メディア工学系特別研究Ⅰ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		メディア工学系特別研究Ⅱ 選択 1単位 (A) (B) (C) (D)		メディア工学系特別研究Ⅲ 選択 2単位 (A) (B) (C) (D)		
研究指導科目							4
計							12

理学系科目
工学系科目
工学系科目
芸術工学系科目
工学・芸術工学融合科目

※ 科目下の(A)～(D)は、ディプロマ・ポリシーの4項目との対応を示す。

- (A) 学術的思考力
- (B) 研究遂行力
- (C) コミュニケーション力
- (D) 研究成果発信力

岩手大学大学院理工学研究科博士学位論文審査基準（案）

平成31年4月1日制定

（審査体制）

学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。

（評価項目）

1. 研究主題（テーマ）の意義  
論文の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に行われ、学術的あるいは社会的な意義を有すると認められるか。
2. 先行研究の理解と提示  
研究主題の探求に際して、利用した資料や文献が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。
3. 学位論文の基礎となる原著論文の公表  
「岩手大学大学院理工学研究科博士学位審査取扱規則」に定められた「学位申請論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文(原著論文)」1編以上の内容が、提出された論文の中に含まれているか。
4. 研究方法の妥当性  
研究主題探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、試作・試行、調査あるいは資料収集などの研究方法は適切かつ効果的に用いられているか。また、法令等を遵守し、研究倫理面や研究遂行上の安全面に配慮した研究方法が取られているか。
5. 論証方法や結論の妥当性と意義  
問題設定から結論にいたる論旨が、明確で実証的かつ論理的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が、当該分野において、新規性、独創性を持った学術的貢献や有用性のある社会貢献となっているか。
6. 論文の形式・体裁  
語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

（評価基準）

上記1～6の評価項目すべてについて、博士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

## 岩手大学における人を対象とする医学系研究実施規則

(平成20年11月20日制定)

### (目的)

第1条 この規則は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という)に基づき、国立大学法人岩手大学(以下「本学」という。)において実施される人を対象とする医学系研究(以下「医学系研究」という)に関し必要な事項を定め、もって本学における研究の適正な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試料・情報 人体から取得された試料(血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。))及び研究に用いられる情報(研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。))をいう。
- 二 既存試料・情報 試料・情報のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報
  - (2) 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの
- 三 研究対象者 次に掲げるいずれかに該当するもの(死者を含む。)をいう。
  - (1) 研究を実施される者(研究を実施されることを求められた者を含む。)
  - (2) 研究に用いられることとなる既存資料・情報を取得された者
- 四 研究責任者 本学の教員で研究に関する知識及び経験を有し、かつ研究を立案し当該研究計画の実施について責任を負う者をいう。
- 五 侵襲 研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に障害又は負担が生じることをいう。
- 六 軽微な侵襲 侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に生じる障害及び負担が小さいものをいう。
- 七 介入 研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持促進につながる行動、医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。)の有無又は程度を制御する行為(通常診断を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。)をいう。

### (学長の責務)

- 第3条 学長は、第8条第1項に基づき許可した人を対象とする医学系研究について、この規則及び指針に基づき適正に実施されるよう必要な監督・措置を行うとともに、必要に応じ本学における当該研究の指針への適合性について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとらなければならない。
- 2 学長は、人を対象とする医学系研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当該研究に関わる研究責任者及び研究実施に携わる本学の関係者に受けさせるとともに、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。
  - 3 第1項及び第2項に掲げる事務は、第6条第1項に定める人を対象とする医学系研究倫理

審査委員会が行う。

(研究責任者及び研究実施に携わる本学関係者の責務)

第4条 研究責任者及び研究実施に携わる本学の関係者は、人を対象とする医学系研究を実施しようとするときは、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施するとともに、この規則及び指針に従わなければならない。

(指導者の責務)

第5条 学生等に対し人を対象とする医学系研究の指導を行う者は、人を対象とする医学系研究に必要な事項を遵守の上、実施するよう学生等を指導及び監督しなければならない。

(人を対象とする医学系研究倫理審査委員会)

第6条 本学における人に対する医学系研究の適正な実施及び審査をするために、本学に人を対象とする医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(人を対象とする医学系研究の実施手続き)

第7条 研究責任者は、人を対象とする医学系研究を実施しようとするとき（他の研究機関の者と共同して研究を実施しようとする場合を含む）は、研究計画倫理審査申請書（別紙様式1）及び研究計画書（別紙様式2）に必要書類を添えて学長に申請し、許可を受けなければならない。なお、資料・情報について研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務を実施する場合の研究計画書は、別紙様式2に関わらず、指針の第8（2）に示される事項を含まなければならない。

2 研究責任者は、前項の許可を受けた人を対象とする医学系研究の内容を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（別紙様式3）に必要書類を添えて学長に申請し、許可を受けなければならない。

3 研究責任者は、第1項または第2項に基づく申請において、他の研究機関の者と共同して研究を実施する場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の研究機関における倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報を添えなければならない。

(委員会への諮問)

第8条 学長は、前条の申請又は第8条第2項による異議申立てがあったときは、委員会に諮問するものとする。

2 委員会は前項の諮問があったときは、その適否について審査を行い、その結果を倫理審査結果報告書（別紙様式4）により、学長に報告するものとする。

3 学長は、前条の申請が、他の研究機関との共同研究である場合には、研究責任者に対し、委員会または他の研究機関における倫理審査委員会による一括した審査の申請を求めることができる。

(決定及び通知)

第9条 学長は、前条第2項の報告があったときは、委員会の意見を尊重して、第7条に基づく申請の許可又は不許可の決定を行い、倫理審査結果決定通知書（別紙様式5）により当該研究責任者に通知しなければならない。この場合において委員会が不承認とした人を対象とする医学系研究について、学長はその実施を許可してはならない。

2 研究責任者は、第1項に規定する審査結果について異議があるときは、学長に対し倫理審



査結果異議申立書（別紙様式6）により、異議申立てをすることができる。ただし、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

- 3 学長は、人体から取得された試料、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料の保管を伴う研究の申請の許可を行う場合には、委員会に諮問した上で、あらかじめ、その保管に関する手順書を作成しなければならない。
- 4 学長は、侵襲を伴う研究の申請の許可を行う場合には、委員会に諮問した上で、あらかじめ、重篤な事象が発生した場合に実施すべき事項に関する手順書を作成しなければならない。

（研究実施状況報告）

第10条 研究責任者は、当該人を対象とする医学系研究の研究期間が数年にわたる場合には、研究計画書の定めるところにより、研究実施状況報告書（別紙様式7）を学長を通じ委員会に提出しなければならない。

（侵襲を伴う研究における重篤な有害事象の発生の報告）

第11条 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を学長を通じ委員会に報告するとともに、第9条第3項に定める手順書に従い適切な対応を図らなければならない。

（変更又は中止命令）

第12条 学長は、前2条の報告の内容が人を対象とする医学系研究に不適切と判断したときは、委員会の意見を尊重して、研究責任者に研究内容の変更、中止等必要な措置を命じなければならない。

（研究報告）

第13条 研究責任者は、当該人を対象とする医学系研究が終了したとき又は中止したときは、遅滞なく研究終了（中止）報告書（別紙様式8）により、学長を通じ委員会に報告しなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第14条 研究責任者は、人を対象とする医学系研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料を提供しようとするときは、指針及び研究計画書に従い、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

（個人情報の保護）

- 第15条 研究責任者は、原則として研究対象者及び資料・情報を匿名化するものとし、研究対象者に係る個人情報については、岩手大学個人情報保護規則に基づき適切に取扱い保護しなければならない。
- 2 研究責任者は、死者に関する情報についても、生存する個人に関する情報と同様に安全管理措置を講じなければならない。

（研究に係る資料及び情報等の保管）

第16条 研究責任者は、人体から取得された試料、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料を保管するときは、第9条第3項に定める手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、必要な管理・報告等を行わなければならない。

（研究の登録・公表）

第17条 研究責任者は、侵襲又は介入を伴う研究について、国立大学付属病院長会議、一般財団法人日本医療情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の慎重国応じて適宜更新しなければならない。また、研究を終了した時は、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、人権、知的財産等の保護のため非公開とすることが必要な内容として、委員会の意見を受けて学長が認めたものについてはこの限りでない。

2 研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、人権、知的財産等の保護のために必要な措置を講じた上で、研究の成果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を伴うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく、学長を通じ委員会へ報告しなければならない。

（国への報告等）

第18条 岩手大学が実施している又は過去に実施した研究が、指針に適合していない場合、学長は速やかに委員会に諮問した上で必要な対応を講じるとともに、不適合の程度が重大である時は、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

2 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を伴うものの実施において、予測できない重篤な有害事象が発生した場合であって、当該研究との直接の因果関係が否定できないときは、学長は速やかに委員会に諮問した上で、本学の対応の状況・結果を速やかに厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、人を対象とする医学系研究に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則

(平成19年10月23日制定)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員が研究活動を行うに際し、研究活動における不正行為の防止及び職員が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 「研究活動」とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- 二 「研究成果の発表」とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- 三 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当するほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として含まれる。
- 四 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
  - イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
  - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
  - ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 五 「部局等」とは、各学部、教育学研究科、連合農学研究科、教育研究施設、教育研究推進施設、三陸復興・地域創生推進機構、国際連携室、環境マネジメント推進室、COC推進室、技術部、評価室、男女共同参画推進室をいう。

(遵守事項)

第3条 職員は、就業規則第37条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
  - 二 不正行為に加担しないこと。
  - 三 不正行為を第三者にさせないこと。
- 2 職員は、研究活動に当たって、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管及び実験試料・試薬の保存等を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない。この場合において、当該記録媒体等は、当該記録媒体等をもとに得た研究成果の発表から5年間保存するものとする。

(研究活動に係る不正行為防止委員会)

第4条 本学に、研究活動に係る不正行為防止委員会（以下「不正行為防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正行為防止委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - 一 研究倫理教育計画
  - 二 研究倫理教育の実施状況
  - 三 この規則の遵守状況
  - 四 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（以下、「ガイドライン」という。）の遵守状況
  - 五 その他、研究活動に係る不正防止に関する事項
- 3 不正行為防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 研究を担当する理事または副学長（以下、「理事（研究担当）」という）
  - 二 教育を担当する理事または副学長
  - 三 各学部及び各研究科の長
  - 四 学術研究推進部長
  - 五 その他、理事（研究担当）が必要と認めた者
- 4 不正行為防止委員会は、年1回の開催を定例とする。ただし、臨時の開催を妨げない。
- 5 不正行為防止委員会の委員長は、理事（研究担当）とする。
- 6 不正行為防止委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(研究倫理教育計画)

第5条 前条第2項第1号に定める研究倫理教育計画の策定にあたっては、次の各号に留意する。

- 一 広く研究活動に関わる者に対しては、定期的な研究倫理教育を実施すること。
- 二 学生に対しては、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、本学の教育研究上の目的及び学術分野の特性に応じて、研究倫理教育の実施を推進すること。
- 三 研究倫理教育の実施にあたっては、ガイドラインの内容を踏まえること。

(研究倫理教育)

第6条 職員及び学生に対し、不正行為の予防を目的とした研究倫理に関する教育、啓発等を行うため、本学及び各部局等にそれぞれ、研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教

育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、第4条第2項第1号に定める研究倫理教育計画に基づき研究倫理教育を実施する。
- 3 研究倫理教育総括責任者は、研究倫理教育責任者による研究倫理教育の実施を総括する。
- 4 研究倫理教育総括責任者及び研究倫理教育責任者は、それぞれ、理事（研究担当）及び各部署等の長とする。

（特定不正行為に関する告発等への対応）

第7条 特定不正行為に関する告発等への対応については別に定める

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料8 平成17年中教審答申「新時代の大学院教育」及び平成27年中教審大学分科会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」と理工学研究科設置計画等との対応状況

H17中教審答申 【大学院教育の実質化】 (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立 (P20～)	H27審議まとめ 【大学院教育の改革の基本的方向性】	大学の理念やこれまでの改組計画との関連	理工学研究科の設置計画で新たに導入（対応）する事項
<p>「知のプロフェッショナルの育成」資源の枯渇、環境破壊、世界金融不安、少子高齢化、地域間格差、多文化共生など地球規模の課題に知の力を持って挑戦し、人類社会に貢献する「知のプロフェッショナル」を育成することは、我が国の重要な責務である。(P9～)</p>	<p>大学入以降、「いわての大地」と共に」を校是とし、各種活動・改革を実施。                      ・第3期中期目標の持続的発展のための課題を中心におきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献等の活動を展開し、地域に根ざして成果を世界に発信する大学を目指す。」と明記。                      ・平成29年度に、これまでの人文社会科学部(修士)、工学研究科(博士前期)、農学研究科(修士)を統合し、総合科学研究科(修士；地域創生専攻・理工学専攻・農学専攻・総合文化学専攻の4専攻構成)を新設。その中で、全学生必修の「地域創生特論」の新設や、異分野の教員を必ず含める研究指導の複数指導体制を導入。                      ・平成28年度の理工学部の設置、平成29年度の総合科学研究科理工学専攻の設置に際しては、これまで岩手大学の工学部・工学研究科が標榜してきた持続可能で安心安全な社会の実現のための「ソフトパス工学」の概念を「ソフトパス理工学」へ発展させ、理工学部で「ソフトパス理工学概論」、理工学専攻で「ソフトパス理工学特論」を新設した。</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>総合科学研究科を修了し、さらに理工学研究科へ進学した学生が、理工学系リダーとして必要とされる高度な教養科目群として、次の研究科共通科目を配置。(理工学人材育成特論、グローバルキャリアデザイン、国際ビジネス特論、英語コミュニケーション、上級科学英語、長期インターンシップ、デザイン思考論、数理・情報科学特論) (設置の趣旨P29)                      ・理工学研究科の理念として、「ソフトパス理工学(持続可能で安全・安心な社会のための理工学)の方向性を念頭に、～略」(設置の趣旨P9)を設定しており、このソフトパス理工学の理念(持続可能で安全・安心な社会実現のための理工学であり、そのために必要となる科学技術の哲学・社会学、歴史的基盤や人類・社会との関わりなどの視点を教育研究の中に取り入れ、それらを実践することを目指す)を、理工学人材育成特論で教授する。(理工学人材育成特論の授業のテーマ(シラバスより)；本講義は、理工学研究科の学生に対し、理工学研究科の理念の教授、将来のキャリア形成を見据えた幅広い情報の提供や、倫理や知財、MOI等の教授を目的とする。 ※第1回目の「はじめに」の回で教授する。)</p>
<p>【大学院教育改革の具体的方策】</p>	<p>(1) 体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>理工学研究科の設置計画で新たに導入（対応）する事項</p>
<p>「体系的な教育の推進」(P10～)</p>	<p>この間、学士課程～修士課程の全学改組において、3つのポリシーを改めて一体的に策定。                      ・平成28年度設置の理工学部大学院進学を想定した「先端理工学特別プログラム」を設置。また、平成29年度設置の総合科学研究科理工学専攻に、大学院博士課程進学を想定した「グローバル研究者育成プログラム」を設置した。                      ・平成29年度設置の総合科学研究科理工学専攻において、学位点検委員会を新設し、学位授与の質保証を実施。</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>研究科・専攻、分野レベルにおいて、3つのポリシーを一体的に策定。                      ・学位点検委員会を設置し、ディプロマ・ポリシーに則った学位授与を徹底し、質保証を行うこととする。(設置の趣旨P25)</p>
<p>「組織的な教育・研究指導体制の確立」(P12～)</p>	<p>平成29年度設置の総合科学研究科理工学専攻において、研究指導の複数指導体制を導入。                      ・平成29年度設置の総合科学研究科理工学専攻において、学位点検委員会を設置し、学位授与の質保証を実施。</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>学生への研究指導は、主任指導教員以外に複数の副指導教員を配置することとする。(設置の趣旨P42)                      ・研究指導科目を3年間で段階的に履修させることとする。(設置の趣旨P42)                      ・専攻の専門科目は、1科目1教員ではなく複数の教員による開講を原則とし、専門深化のみならず異分野理解のための概念獲得・俯瞰力養成などを旨とする。(設置の趣旨P27)                      ・(再掲)学位点検委員会を設置し、ディプロマ・ポリシーに則った学位授与を徹底し、質保証を行うこととする。(設置の趣旨P25)</p>
<p>「学生の質の保証のための厳格な成績評価と修了認定」(P13～)</p>	<p>平成29年度設置の総合科学研究科理工学専攻において、学位点検委員会を設置し、学位授与の質保証を実施。</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>全学生の必修科目である「理工学人材育成特論」の中で、研究倫理の回を設定。                      ・(再掲)学生への研究指導は、主任指導教員以外に複数の副指導教員を配置することとする。(設置の趣旨P42)                      ※論文審査は従来から複数の教員で審査を実施しているが、理工学研究科でもこれを継続(設置の趣旨P49)                      ・1か月以上の期間にわたり企業や研究機関等で行う長期インターンシップを研究科共通科目に配置。(設置の趣旨P29、P38)</p>
<p>(2) 産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化 (P35～)</p>	<p>産学官民の連携と社会人学ひ直しの促進 (P16～)</p>	<p>大学の理念やこれまでの改組計画との関連</p>	<p>理工学研究科の設置計画で新たに導入（対応）する事項</p>